

平成21年定例第4回金沢市議会

平成21年12月14日

○粟森 慨議員 12月1日に金沢民主議員会が誕生いたしました。新政権発足後、政権与党の中核をなす民主党と同じ民主の冠を載せた会派は、石川県内の議会において初めての誕生であり、これから政権与党に連なる会派として邁進してまいりたいと存じます。

まず初めの質問は、明年度予算編成と行政刷新会議への対応についてであります。

我が国の経済は、持ち直しの兆しが幾分見え始めているものの、失業率は高い水準で推移し、株安、円高が進行するなど、依然として予断を許さない厳しい状況下にあると言っても過言ではありません。このような現下の経済・雇用情勢に対応するため、新政権は、平成21年度の第2次補正予算を提出することにより、平成22年度予算との切れ目のない経済・財政運営を目指しております。さらに、人間のための経済への移行を目指すことを掲げており、今後の財政運営は、雇用、環境、子どもに重点を置き、これらを通じた景気の浮揚と将来の成長を目指していくことが示され、その実現が期待されております。このような「コンクリートから人へ」という理念に象徴される新政権の税金の使い道と予算編成のあり方は、これまでの政権から大きく方向転換をしております。そこでまず、新政権への期待についてお伺いするとともに、この方向転換によって、これからの本市の政策に影響は生ずるとお考えかお尋ねいたします。

さて、税収の動向であります。急激な景気の後退により、国・地方を問わず、税収が大幅に減少することが予測され、国では赤字国債の発行や各種基金の取り崩しなど、その穴埋めに苦慮されているのが現状であります。本市にあっても、平成21年度の当初予算での市税予算は、昨年度を40億円下回る795億円でございましたが、今日の厳しい財政状況下、法人市民税を初めとした今年度の税収見込みについて、どの程度の減少になるとお考えなのかお聞かせください。

あわせて、今後、経済状況の回復がおくれると、明年度も厳しい予算編成になることが考えられますが、明年度の市税収入の見込みと、それに伴う予算編成上の課題についてお聞かせください。

ところで、市長はこの4年間、創造都市、歴史都

市への取り組みなど、常に新しい挑戦をすることで魅力あるまちづくりに心を砕かれてこられました。が、明年度予算編成は山出市長にとって20度目、また本任期中、仕上げの予算編成になります。そこで、残された1年の任期にどのような思いで市政運営に当たられるのか、また、明年度予算編成にどのような方針で取り組まれていかれるのか、その熱い思いをお聞かせください。

次に、先月、国で実施された2010年度の概算要求の無駄を洗い出す行政刷新会議の事業仕分けについてであります。この作業は、過去に国が無軌道に発行してきた国債の債務残高が860兆円を超えたことから、国民生活を支えながらも無駄を省き、国債の発行を最小限に抑えることが目的で行われたことを、まず述べておかなければなりません。

さて、この作業は、95兆円を突破した概算要求を削減することに関心が集まりがちでしたが、国民に開かれた作業がなされたことで、予算の透明性が高まり、また中央省庁の既得権域の絡んだ無駄に切り込むことなどで、これまで知り得なかった国の予算や外郭団体の多さに驚嘆させられたことを初めとし、総じて国民からの評価も高く、国民目線での改革が始まったと考えられます。一方で、仕分け対象に聖域を設けず、診療報酬や地方交付税交付金、科学技術や文化・芸術の分野に関する経費などにも切り込んだ結果、さまざまな意見や波紋を生んでいることも事実ではありますが、今後の国会審議を通じて、真に必要な事業への予算編成が行われることを切望するものであります。そこで、国が実施した事業仕分けについて、市長はどのような感想を持たれたのか、また本市への影響はどのように推測されるのかお聞かせください。

一方で、事業仕分けにより、下水道事業やまちづくり交付金など、地方への移管との評価を受けた事業もありますが、地方分権推進の立場から、地方をリードされてこられた市長にとって、国からの事業移管とその評価をどのように受けとめ、これからの地方分権に真に役立つものとするために、どのように国と対応を協議していかれるのか、お考えをお聞かせください。

ところで、これまで、地方独自でも事業に対する評価をされてこられました。市税収入が当初の予測を大幅に下回ることが予測される折、中期財政計画との整合性を図ることも重視していかねばなりません。そこで、事業の見直しや市税見込みの動

向を中期財政計画にどのように反映させ、財政運営に役立てていかれるおつもりなのかお伺いいたします。

質問の第2は、本市の環境政策についてであります。

去る9月に、鳩山首相は、国連本部で開催された国連気候変動サミットにおいて、すべての主要排出国が削減の努力に参加することを条件として、日本の温室効果ガスの削減目標を2020年までに1990年比で25%削減すると国際公約として表明し、国際社会から高い評価を受けました。一方、本市においては、この政府の削減目標が公表される前の本年3月、第2次環境基本計画を策定し、具体的な計画目標を掲げられましたが、さきの本会議においてのこの議論では、これからの国の動向を注意深く見守っていき、そして必要に応じて見直していくと答弁されておられます。当然のことながら、地方の環境計画は、国の計画を基軸に置きながら策定していくことが求められてきますが、これまでの国、県、市の温暖化対策における計画の整合性や関連性は、市民にとってわかりづらいものも多く見受けられます。この理由の最たるものは、具体的な削減目標を掲げて取り組まれても、温室効果ガスが目に見えず、成果が実感しにくいところにあり、このことから、今後の本市の環境政策では、温室効果ガスの見える化に取り組むことも求められてきます。まだ本市の第2次環境基本計画の実践は緒についたばかりではありますが、これらの事柄を踏まえ、今後、国の政策に呼応した環境政策の見直しを進めていくことについて、どのようにお考えなのか。加えて、これから本市独自の目標を設ける際の基準をどこに置かれるのかお伺いいたします。

また、これから環境問題に取り組んでいくためには、環境教育についても重視していかなければなりません。地球温暖化や廃棄物問題、身近な自然の現象など、現在の環境課題を理解し、持続可能な社会を構築するには、行政のみならず、市民、事業者、民間団体が積極的に環境保全活動に取り組むことが必要であり、しかも幼少期からこの教育に取り組むことも重要であります。そこで、これまでの環境教育への取り組みについてお伺いするとともに、今後の取り組みへの展望があればお聞かせください。

ところで、これまで、地球温暖化防止のための取り組みは経済成長を妨げるとされておりましたが、脱温暖化ビジネスを広げていくことで、環境と経済

の両方の危機を同時に克服していく、いわゆるグリーン・ニューディール政策にも近年注目が集まっております。太陽光発電や風力発電など、再生可能エネルギーの利用を進めることで、グリーン内需を拡大し、雇用を生み出す効果もあるとされている太陽光発電に対し、本市も独自で住宅用太陽光パネルへの助成をされておりますが、利用拡大に向けた今後の取り組み、また公共施設での太陽光発電の設置について、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせください。

質問の第3は、指定管理者制度についてであります。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図ることや経費の節減などを図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により創設された制度であることは周知のとおりでございます。地方行政改革の推進の潮流とともに、三位一体改革による地方交付税の削減や長引く景気の低迷などで、地方自治体の財政運営は厳しい状況下にあることから、本制度は所期の目的を達成するために、より一層の施策の推進に努めていかなければなりません。本市においても、平成16年からこの制度が導入され、現在218の施設で管理運営されておりますが、そこでまず、おおむね1期目を終了するこの制度が、本市の財政運営への影響や住民サービスの向上など、所期の目的にどの程度寄与することができたとお考えをお伺いいたします。

一方、多くの指定管理施設が明年度に2期目の選定を迎えることで、現在その選定作業が行われているとお聞きをしております。次期指定管理者の選考時には、1期目の指定管理者の実績をいかに評価し、新規の応募団体との比較を行うことや、これまでの課題に対する成果というものを十分に検証し、総括しなければなりません。また、他都市の動向や研究団体から指摘を受けている事柄などのことを参考しながら、本市の指定管理者の選定基準、方法を改善していくことに加え、選考に至るまでの情報公開を進めていくことも今後の課題になってくると考えられます。加えて、指定管理者のモチベーションを維持・向上させるインセンティブの付与を重視する観点から、利用料金制についても導入していくことが当然求められてくるものと考えます。そこで、制度導入後5年間の経験を踏まえ、2期目の選考に向け

て、どのようなことに重点を置き、改善を図られていくのかお聞かせください。

さて、本市の指定管理者のうち、外郭団体が4割強を占めておりますが、110年ぶりの大改革と言われる公益法人制度改革関連三法が昨年12月に施行されたことで、現在の社団・財団法人は、その公益性などに応じて、5年以内に一般社団・財団法人、もしくは公益社団・財団法人のいずれかに移行しなければならないことから、外郭団体を取り巻く環境は現在過渡期にあると言えます。公益認定においては、指定管理業務が収益事業とみなされるか否かが問われることで、その判断次第では、外郭団体の組織や経営のあり方について、抜本的な見直しが迫られることとなります。このことを見据えて、本市においても、外郭団体改革に向けての基本指針を策定し、改革の期間を平成17年度から5年間設けて、各外郭団体が経営改革実施計画を策定するなど、改革の推進に当たってこられたとお聞きをしております。そこで、これまでの公益法人制度改革の進捗状況とあわせ、今後の外郭団体のあり方について、どのようにお考えか御所見をお伺いするとともに、指定管理者制度への影響をどのように考えておられるのかお聞かせください。

質問の第4は、公契約条例についてであります。

過去に、本市でも、公共事業における競争入札で過当競争による安値受注が深刻化し、その結果、受託企業の経営を圧迫しただけではなく、そこに働く労働者の賃金、労働条件の著しい低下を招くといった問題が生じており、さらには安値落札による品質の低下が結果的に住民サービスの低下につながるということが危惧されました。本市としても、これまで独自に入札制度改革を進めてこられました。そこでまず、これまでの本市がとられてきた対応とその結果について、どのように受けとめておられるのか御所見をお伺いいたします。

このような状況を受け、本市議会を初め、これまでに多くの地方議会が労働者の適正な賃金や労働条件を確保するための公契約法制定を求める意見書を採択しておりますが、残念ながら、いまだに法整備に至っていないのが現状であります。一方で、去る9月29日、千葉県野田市議会では、公共事業や業務委託を受注する企業に対して、一定水準以上の賃金支払いを義務づける全国初の先駆的・画期的な公契約条例案を全会一致で可決いたしました。この条例で注目すべきは、最低賃金法の縛りにこだわらず、

設計労務単価の約8割を基本に、最低賃金を市が独自に設定したことであり、これに加え、連帯責任や損害賠償の罰則規定など、受注者に条例の履行を担保させるものとなっております。野田市の根本市長は、「国に公契約法の制定を要望したが、放置されてきたため、先鞭をつける意味で条例を制定した。ほかの自治体にも広がることで、国を動かすことを期待した」とコメントされておられます。確かに、野田市1市だけが条例を定めても解決できる課題ではなく、国が法律を規定することが重要であり、これまでの本議会の議論においても、国の動向を注視していくとした本市の態度を理解できないわけでもございません。しかし、こうした画期的な取り組みに対して、他の議会も追随していくことが結果的に法整備の後押しの一助になるものと考えられます。市長は常々、地方分権の意義を唱え、「国がやらねば地方がやる」という気概を持つことを主張してきたお立場から、今回の公契約条例の制定をどのように受けとめ、本市として今後、設計労務単価と最低賃金について、どのような立場で検討し、守っていかれようとするのか、改めて御所見をお伺いし、質問を終わります。 (拍手)

○高村佳伸議長 山出市長。

[山出 保市長登壇]

○山出 保市長 12番栗森議員にお答えをいたします。

[議長退席、副議長着席]

まず、新政権に対する期待と対応についてお尋ねになりました。私は、政権後退を選択したものは国民であると、なぜにと、この事情を真摯に踏まえるべきだというふうに思っています。自由が過ぎますと平等はなくなります。平等が過ぎますと自由がなくなるわけでございまして、この二律相反する課題のかけ橋が博愛ではなからうかと、友愛ではなからうかと、このように思います。大きい政策転換が予想されますと、そういう意味では試行錯誤もあるというふうに踏まえ。まして、国家財政におけるところの巨額の債務残高に加えて、ここに来て急激な税収減、これがあらわになってきたわけがあります。そういったしますと、地方財政への影響ということは十分予想されるところでございまして、それだけに自治体としては知恵を絞らなければいけない、工夫を凝らさなければいけない、このように思います。

税収と予算編成にお尋ねでありました。雇用が悪

化する、円高、株安、この影響が出ている。そういたしますと、個人市民税のほかに、法人市民税が大きく落ち込んでまいります。法人市民税では、とりわけ金融・保険、建設、製造業、こういう分野での落ち込みが大きいわけでございます、本年度の市税全体での決算見込みは、現時点で当初予算に比べまして、10億円くらいを超えるそういう減額になる予想をしています。国も地方も同様の傾向だと、このように思います。明年度もこうした状況は、私は続くというふうに思いますので、予算編成もやはり厳しさを増すであろうということであります。そういたしますれば、行財政改革の徹底、施策の選択と集中、そして技術的には起債、基金の有効活用、こんなことに努力をしなければならぬと、そう思っております次第でございます。

当面の市政運営と明年度の予算編成についての思いをお尋ねになりました。私は、経済的にも財政的にも厳しい状況下にありますし、難しい局面に立たされておるわけであります。したがって当面は内需の拡大と雇用の確保、これに最善を尽くすと。あわせて、福祉、教育、環境、これに全力を傾ける、そのようにあるべきだろうと思っています。加えまして、ことしは国から歴史都市の認定を受けました。歴史・文化遺産を生かしたまちづくりを進めることは当然だと思っておりますし、あわせてユネスコから、創造都市ネットワークへの登録が認められた次第でございます。そういたしますれば、クラブだけでなく、広くものづくり産業の基盤をしっかり固めておく、そのことに努力をする。このことを考えておまして、これらを通じまして、魅力があつて元気があると、そして世界に通ずるまちななつたらと、こんなふうに思っております次第でございます。厳しく難しくとも、これまで以上に施策の重点化、財源の確保、そして行財政改革の徹底、このことに取り組まなければいけないと、このように思っております。

事業仕分けについて感想をお尋ねになりました。行財政改革の一つの試みでございますし、予算編成の一端を公にしたということには、私は評価したいというふうに思います。ただ、議論なしに結論を出したのもあったように思います。特に科学技術、あるいは芸術・文化、教育、こういう面につきましては、費用と手間がかかるわりに効果が見えてこない分野であると。そうした分野でありますれば、もっと議論が十分あつてよかつたのではなからうかと。

いささか乱暴ではなかつたかなと、そんなふうに思っております次第でございます。

地方への移管と評価されたものについてどうかということでございます。下水道事業とかまちづくり交付金、これを地方へ移管をするんだというふうに述べられました。しかし、単に事業規模を移しかえるというものでもございません。事業には国の補助金がある、その補助金の裏負担には起債の措置があると、その起債の元利償還には地方交付税の措置があると、こうした財源のこともあわせて考えていく、振り替えていく必要があると、こう思っております。これから国の予算編成の過程で詳細が明らかになってきますことから、その推移を十分注視をして、市として適切に対処してまいりたい、このように思っております。

事業仕分け、このことが中期財政計画にどのように反映されていくかというお尋ねでありました。この中期財政計画は、ひとり事業仕分けに限っておりませんで、国の予算とか地方財政計画とか、また市税の動向等を踏まえまして、毎年ローリングを行っています。翌年度以降の本市の予算編成の指針にするものでございます。国の予算編成の動向に十分気をつけながら、本市の予算編成を進めてまいりますとともに、中期財政計画のローリングを明年度当初に行うことにいたしております。今後とも、必要に応じた計画の修正も行って、中・長期を見据えた安定的な財政運営に役立てていきたいと、このように思っております。

環境政策についてお尋ねでありました。国の政策に呼応した環境政策の見直しが必要だという御指摘でありました。第2次の環境基本計画におきます地球温暖化対策の取り組みを具現化するために、来年度、温室効果ガスの削減計画でございます地球温暖化対策実行計画、これを策定することにいたしております。これまでの温暖化防止策の点検評価を行いまして、国の政策とも整合を図ってまいりたいと、このように思っております。削減目標の基準年のことでもございますが、これにつきましては、国が基準としている1990年、このことに定めたいと、そう思っております。

環境教育、そして太陽光発電、このことについては環境局長からお答えをいたします。

次に、指定管理者制度でございますが、1年を終えて所期の目的にどの程度寄与したのかというお尋ねでありました。近隣の商業施設と連携した割引券

の配布でありますとか、貸室のあっせんがありますとか、広報活動の強化でありますとか、こうしたことなど、指定管理者によりまして、独自のさまざまな工夫がなされたところがございます。施設の利用者は増加をしています。また、218施設の管理運営費であります。導入開始後の平成16年度から19年度までの間で、導入の前に比べますと、累計で約1億9,000万円が減少をするということなど、一定の成果はあったと、このように思っています。指定管理者制度に係るあとのお尋ねに対するお答えは、総務局長から申し上げたいと思います。

公契約条例についてお尋ねでありました。これに関連をしまして、金沢市の入札制度改革、その結果をどう受けとめているかというお尋ねでありました。一般競争入札の拡大を進めてまいりまして、あわせて極端な低価格での入札を防ぎますために、最低制限価格制度、それから低入札価格調査制度を導入してまいったところでありました。入札制度改革に取り組んできたこと、こう思っています。その結果、極端な低価格での入札がなくなりまして、下がり続けていた落札率の低下にも一応歯どめがかかると、こういうことなど、一定の成果を得ているというふうに思っています。

野田市の例をお挙げになりまして、設計労務単価、それから最低賃金について、どういう立場で検討をし、守っていくのか、考えを言うようにというお尋ねがありました。これまで、従業員の処遇の悪化にもつながりかねないところのダンピング受注の防止に向けまして、入札制度改革を進めてきたことは今ほども申し上げたとおりであります。最低賃金など、労働者の雇用条件等につきましては、労働基準法、それから最低賃金法、これを初めとする法令で定められていることとございまして、仰せの公契約につきましても、まずは国において法整備がなされるべきものと、私はこれが筋であるというふうに思っています。したがって、市として条例を制定するということは、私は考えておりませんが、国の動向には引き続き注意を払ってまいりたいと、そのように思っています。

○田中展郎副議長 城下環境局長。

〔城下 謙環境局長登壇〕

○城下 謙環境局長 環境政策につきましても、まず、これまでの環境教育の取り組みと今後の展望についてのお尋ねでございました。環境問題に対する市民の理解を深め、自主的な行動につなげていくため、

これまでも環境に関します出前講座、あるいは体験教室などを実施いたしており、小学校におきましては、川の生き物観察会などの環境学習支援事業を進めているところでございます。さらに、今年度、新たに11の小中学校でユネスコ・スクールの指定を受け、その中で地球温暖化問題などの環境教育にも取り組んでいるところでございます。引き続き、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場における環境学習の機会の拡充や情報の提供などを積極的に進めまして、環境教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の利用拡大に向けた今後の取り組みと公共施設での設置についての考えはとのお尋ねでございました。住宅用太陽光発電設備への助成につきましても、今後も継続をいたしていく考えであり、また、市民へのさらなる情報の提供や啓発にも努め、太陽光発電設備の普及拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。公共施設での太陽光発電設備につきましても、これまで市立工業高校や公園など、65施設に設置をいたしておりまして、今議会におきましても、新たに小中学校3校に設置する予算をお諮りいたしているところでございます。今後も、庁内横断組織であります環境基本計画推進連絡会議の中で、導入拡大に向け、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中展郎副議長 丸口総務局長。

〔丸口邦雄総務局長登壇〕

○丸口邦雄総務局長 指定管理者制度の2期目の選考に向けて、どのようなことに重点を置き改善を図るのかとの御質問にお答えをいたします。

公共施設の利用をより一層促進したいとの考えから、利用促進策やサービス向上策の推進に重点を置いて、2期目の募集、選考を現在行っているところでございます。あわせて、よりふさわしい指定管理者を選定するために、新たに選定時に外部委員を加え、透明性、公平性を高めましたほか、応募者に対する審査内容の事前公表や、面接審査のウェートを高めるなどの改善を図っているところでございます。今後とも、指定管理者制度のメリットが十分生かされますよう、運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、外郭団体におきます公益法人制度改革への進捗状況と指定管理者制度への影響等についてであります。本年度、外郭団体と市の担当者で構成す

る新公益法人移行研究会を設置いたしまして、すべての外郭団体が公益法人に移行できますよう、定款の変更案の作成作業等を鋭意進めているところでございます。指定管理者制度は、地方自治法で定められた公の施設の管理手法の一つでございますが、管理者の選定に当たって、財団等の公益法人への移行が要件となっておりますことから、外郭団体の公益法人への移行と指定管理者制度との間には直接の関係はなく、したがって影響もないというふうに考えております。

以上でございます。